徳本砕石工業株式会社採石場拡張事業に係る環境影響評価方法書の公告

奈良県環境影響評価条例（平成十年奈良県条例第十一号）第五条の規定に基づき、環境影響評価方法書（以下「方法書」という）及びこれを要約した書類（以下「要約書」という）を作成しましたので同条例第七条の規定に基づき、以下のとおり公告します。

一、事業者の氏名及び住所
名称　徳本砕石工業株式会社
代表者の氏名　徳本　達夫
主たる事務所の所在地
奈良県吉野郡大淀町大字芦原五三一番地の六

二、対象事業の名称、種類及び規模
名称　徳本砕石工業株式会社採石場拡張事業
種類　土石採取事業の変更の事業
規模　対象事業実施区域の面積
六十九．二四ｈａ

三、対象事業実施区域
奈良県吉野郡大淀町大字芦原三七七番地の一他九十五筆
奈良県高市郡高取町大字清水谷一一九二番地の二他八十三筆

四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
奈良県吉野郡大淀町、高市郡高取町、高市郡明日香村

五、方法書及び方法書要約書の縦覧の場所、期間及び時間
奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課、奈良県高市郡高取町役場住民福祉課、奈良県吉野郡大淀町役場環境整備課、徳本砕石工業株式会社本社内受付
平成二十六年十月一日（水）から
平成二十六年十月三十一日（金）まで
（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）
午前九時から午後五時
（会場によっては異なる場合があります。）
縦覧期間中は、左記のウェブサイトにて本方法書及び要約書をご覧いただけます。
http://tokumoto-g.com/saiseki.html

六、意見書の提出
方法書について環境の保全の見地からの意見を有する方は、事業者に対し、左記の記載事項を記入した書面による意見書の提出により、これを述べることができます。
㈠　意見書を提出しようとする者の氏名及び住所
㈡　意見書の提出の対象である方法書に記載された対象事業の名称
㈢　方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由
その他必要事項
用紙規格　日本工業規格Ａ列４番とする。
提出方法　郵送または持参による。
七、意見書の提出期限及び提出先
提出期限　平成二十六年十一月十四日（必着）
提出先　〒六三八―〇八〇一　奈良県吉野郡大淀町大字芦原五三一番地の六　徳本砕石工業株式会社　吉田　成浩
平成二十六年十月一日
奈良県吉野郡大淀町大字芦原五三一番地の六
徳本砕石工業株式会社
代表取締役　徳本　達夫

徳本砕石工業株式会社採石場拡張事業に係る環境影響評価方法書の説明会開催の公告

奈良県環境影響評価条例（平成十年奈良県条例第十一号）第五条の規定に基づき、環境影響評価方法書（以下「方法書」という）及びこれを要約した書類（以下「要約書」という）を作成しましたので同条例第七条の二の規定に基づく説明会を次のとおり開催する事を公告します。

一、事業者の氏名及び住所
名称　徳本砕石工業株式会社
代表者の氏名　徳本　達夫
主たる事務所の所在地
奈良県吉野郡大淀町大字芦原五三一番地の六

二、対象事業の名称、種類及び規模
名称　徳本砕石工業株式会社採石場拡張事業
種類　土石採取事業の変更の事業
規模　対象事業実施区域の面積
六十九．二四ｈａ

三、対象事業実施区域
奈良県吉野郡大淀町大字芦原三七七番地の一他九十五筆
奈良県高市郡高取町大字清水谷一一九二番地の二他八十三筆

四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
奈良県吉野郡大淀町、高市郡高取町、高市郡明日香村

五、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所
日時　平成二十六年十月十九日（日）
午後二時から午後三時
場所　大淀町文化会館視聴覚室
奈良県吉野郡大淀町桧垣本二〇九〇番地　奈良交通バス「大淀バスセンター」で下車。西へ徒歩十分。近鉄電車（吉野線）「下市口駅」で下車。北へ徒歩十五分。ふれあいバス「大淀町役場」で下車すぐ。

六、お問い合わせ先
〒六三八―〇八〇一　奈良県吉野郡大淀町大字芦原五三一番地の六　徳本砕石工業株式会社　吉田　成浩
電話　〇七四七―五二―三三六一
（土曜日、日曜日、祝日を除く午前九時から午後五時まで）

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 26 年 10 月 1 日

記

［掲載順序］
①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①いきいき株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6224号　④いきいき株式会社　東京都新宿区神楽坂四丁目１番１号　代表取締役　宮澤孝夫　⑤神保町営業所　東京都千代田区神田神保町二丁目２番地共同ビル神保町701　⑥平成21年９月３日　⑧平成26年９月３日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都新宿区神楽坂四丁目１番１号　いきいき株式会社　代表取締役　宮澤孝夫
平成二十六年十月一日
奈良県吉野郡大淀町大字芦原五三一番地の六
徳本砕石工業株式会社
代表取締役　徳本　達夫

債権申出の公告（第三回）

当社の規約型確定給付企業年金は、厚生労働大臣の承認に基づき平成二十六年九月一日付けで終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月一日
富山県射水市流通センター水戸田三丁目四番地　株式会社ＡＴＳ確定給付企業年金
清算人　池田　和男